

公益目的事業基金取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、この法人の有する公益目的事業基金に関し、必要な事項を定める。

(設置)

第2条 この法人は、特定資産として、公益目的事業基金を設けることができる。

2 公益目的事業基金は、公益目的事業を行うための基金であり、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第26条第3号に規定する公益目的保有財産に該当するものとする。

(積立)

第3条 公益目的事業基金に積立を行うときは、理事会の決議を受けなければならない。

2 前項に規定する場合のほか、その事業年度に公益目的事業会計の剰余が生じたときは、その全額を公益目的事業基金に積み立てる。

(運用)

第4条 公益目的事業基金の運用対象は、次のとおりとする。

- 一 金融機関への預貯金
- 二 国債、地方債及び政府保証債
- 三 貸付信託、金銭信託及び公社債投資信託

(運用益)

第5条 公益目的事業基金から生ずる運用益については、公益目的事業に使用し、又は公益目的事業基金に積立てるものとする。

(取崩)

第6条 公益目的事業基金は、原則として取り崩すことができない。

2 前項の規定にかかわらず、公益目的事業の遂行上やむを得ない場合には、理事会の決議により、公益目的事業基金の全部又は一部を取り崩すことができる。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

- 1 この規程は、平成24年3月31日から施行する。
- 2 この規程の施行日の前日にこの法人の有していた日本PTA事業基金及び日本PTA会館維持管理基金の一部は、施行日において、これを取崩し、公益目的事業基金に組み入れることとする。
- 3 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 4 この規程は、令和元年6月21日から施行する。